

玄海町健康増進計画(第三次)

げんか笑顔 いっぱいプラン

令和6年度～令和17年度



令和6年3月
玄海町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定方法	2
	（1）計画策定体制	2
	（2）計画の策定方法	2
第2章	玄海町の現状と課題	3
1	統計データからみる現状	3
	（1）人口・世帯	3
	（2）高齢化率の推移	3
	（3）世帯の状況	4
	（4）健康寿命・平均寿命及び主要死因の状況	5
2	生活習慣病の状況	8
	（1）悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の死亡率	8
	（2）高血圧症、脂質異常症、糖尿病の状況	10
	（3）メタボリックシンドローム予備群・該当者の状況	11
	（4）医療費・介護保険の状況	12
	（5）各種健診等の状況	16
3	玄海町健康増進計画（第二次）目標別の評価	18
	（1）生活習慣病の重症化予防	18
	（2）生活習慣病の予防	24
	（3）次世代の健康	33
	（4）高齢者の健康	34
	（5）こころの健康	35
	（6）課題のまとめ	36
4	住民アンケート調査結果	37
	（1）住民アンケート調査の概要	37
	（2）アンケート調査結果のまとめ	38
5	計画策定に向けた課題整理	40

第3章	健康づくりの基本的な方向	41
1	目指す姿と基本的な方向	41
2	重点課題への取組の方向性	43
第4章	健康づくりを推進するための施策と目標	44
1	個人の行動と健康状態の改善	44
	(1) 生活習慣の改善	44
	(2) 生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防	63
	(3) 生活機能の維持・向上	74
2	社会環境の質の向上	77
	(1) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	77
	(2) 自然に健康になれる環境づくり	81
	(3) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	83
3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	85
	(1) 子ども	85
	(2) 高齢者	88
	(3) 女性	91
第5章	玄海町母子保健計画	94
1	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	94
2	学童期・思春期における健康支援	97
3	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	99
4	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	100
5	妊娠期からの児童虐待防止対策	101
第6章	計画の推進体制	103
1	計画の推進体制	103
2	計画の進捗管理と評価	103
資料編		104
1	玄海町健康づくり推進協議会委員名簿	104
2	玄海町健康増進計画（第三次）及び第二次玄海町食育推進基本計画策定作業部会委員役職名簿	105
3	用語解説（本文中の※の用語解説）	106

（注）「※」は、「資料編 3 用語解説」（106 頁）をご参照ください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国民健康づくり運動「健康日本21」が平成12（2000）年度より展開され、平成14（2002）年度に玄海町では、健康増進法に基づき、第一次となる玄海町健康増進計画「げんきか笑顔いっぱいプラン」を策定し、取組を推進してきました。

国は、平成25（2013）年度から「健康日本21（第二次）」の取組を開始し、これを踏まえて、本町においても、玄海町健康増進計画（第二次）「げんきか笑顔いっぱいプラン」（以下「第二次計画」という。）について、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取組を推進してきました。

令和5（2023）年度に国は、「健康日本21（第三次）」の策定を行い、計画期間を令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間として、「健康寿命^{*}の延伸と健康格差の縮小」を目標とし、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンの実現に向けて取組を推進しています。

今回、「健康日本21（第三次）」を踏まえ、第二次計画の施策の実施状況の評価、住民アンケート等に基づき、玄海町健康増進計画（第三次）（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、健康増進法第8条第2項に定める市町村健康増進計画です。第5次玄海町総合計画を上位計画とし、第3次佐賀県健康プラン（佐賀県健康増進計画）を踏まえ、第二次玄海町食育推進基本計画、玄海町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、玄海町高齢者福祉計画、玄海町自殺対策基本計画、玄海町子ども・子育て支援事業計画等との整合を図りながら策定を行います。

さらに、「成育基本法」に基づく成育医療等基本方針（令和5年3月22日閣議決定）を踏まえた母子保健計画について、一体的に策定を行い、施策を推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和17（2035）年度までの12か年の計画とします。

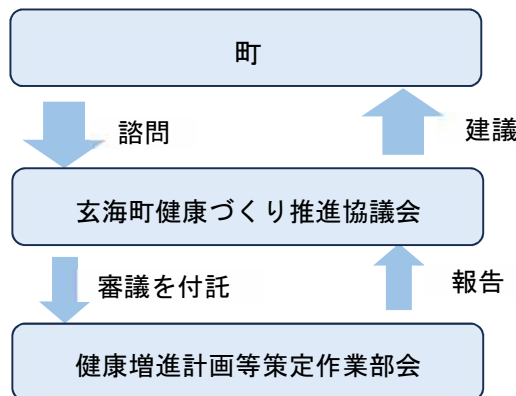
また、令和11（2029）年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定方法

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、健康増進に関する団体、関係機関、町職員による「健康増進計画等策定作業部会」を組織し、ワークショップ方式で健康づくりの課題や今後の対策について検討しました。出された意見について素案としてまとめ、「玄海町健康づくり推進協議会」において審議を行い町へ建議しました。

■策定体制図



(2) 計画の策定方法

1) アンケート

本計画及び「第二次玄海町食育推進基本計画」の策定を行うため、町民の健康や食生活の実態や意識・ニーズを把握し、今後の計画の推進に反映することを目的に、アンケート調査を実施しました。

対象者は、①保育園児保護者、②玄海みらい学園の前期課程及び後期課程の児童生徒、町内在住の小学4年生から中学3年生までの区域外通学者、③町民 16 歳から 18 歳まで、④町民 19 歳以上とし、4種類の調査票を配付・回収しました。（詳しくは、本計画書35頁参照）

2) 策定作業部会ワークショップ

作業部会では、3回に分けて本町の健康づくりに関して意見を出し合いました。

第1回：健康日本21（第三次）の基本目標に沿って、目標・指標と必要な対策、課題について、意見を出し合いました。

第2回：目標・指標と課題を踏まえ、これからの対策と取り組む主体について自由に意見を出し合いました。

第3回：第1回、第2回の意見をまとめ、目標、指標、取組についての作業部会案を決定しました。

3) パブリックコメント

本計画について計画素案を公開し、意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。